

令和4年1月14日

総務大臣
金子 恭之 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川 濱 昇

答 申 書

令和3年11月19日付け諮問第3145号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案に対する 意見及びその考え方

意見募集期間:令和3年 11 月 20 日(土)~同年 12 月 20 日(月)
案件番号:145209842

意見提出者一覧 意見提出 2件(法人:2件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	KDDI株式会社
2	楽天モバイル株式会社

意見	考え方	修正の有無
1. IP網への移行に伴う機能や接続料算定方法に係る規定の追加等について		
<p>意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ①加入者交換機を転用するメタル收容装置、②メタル收容装置の直上に設置される変換装置及び③変換装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備を新たに規定することとした改正案に賛同。 ● これらの原価算定において、長期増分費用方式を用いることとした改正案に賛同。 	<p>考え方 1</p>	
<p>(改正後の接続料規則第4条、第5条)</p> <p>○ 『IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方』最終答申の考え方にて、「IP網への移行に伴い、加入電話の收容階梯等において、①加入者交換機を転用するメタル收容装置、②メタル收容装置の直上に設置される変換装置及び③変換装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備が新たに使用される。加入者回線との一体性を踏まえれば、これらの設備を新たに第一種指定電気通信設備として指定すべきである。」と示されており、①～③の設備を規定に追加することについて賛同いたします。</p> <p>○ また、接続料の原価算定においては、適正性・公平性・透明性を確保するとともに、非効率性を排除する観点から、長期増分費用方式による算定対象とする改正案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第9次IP-LRICモデルによる接続料の算定方法等を新たに規定することとした改正案に賛同。 	<p>考え方 2</p>	
<p>(改正後の接続料規則別表第1の1～別表第5)</p> <p>○ 第9次IP-LRICモデルは、IP-P0Iインターフェースを有する唯一のモデルであることに加え、公衆電話及び緊急通報に具備すべき機能が本モデルに反映されており、費用算定モデルとして採用可能なレベルに達していることから、第9次IP-LRICモデルによる接続料の算定方法等を新たに規定する改正案に賛同いたします。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
【KDDI株式会社】		
<p>意見3</p> <p>● 占有トランクポート関連機能及び中継伝送専用機能に係る接続料の算定単位を、接続ルート切替前後の各接続機能に合わせ、トラヒック単位に変更することとした改正案に賛同。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>(改正後の接続料規則第15条、第16条、第17条)</p> <p>○ 加入電話の接続ルート切替前後において、各疎通形態での発着信に係る接続料等の負担を単一とすることは公平性の観点及び円滑な移行の観点からも適切であると考えます。また、接続に係る負担を単一とする場合、当該接続に係る単一化前の負担の算定単位を揃えることが前提となることから、接続事業者による個別負担とされている占有トランクポート関連機能及び中継伝送専用機能に係る接続料の算定単位を、接続ルート切替前後の各接続機能に合わせ、トラヒック単位に変更することは適切と考えられるため改正案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
2. IP網への移行期間中の接続料算定方法について		
<p>意見4</p> <p>● 接続ルート切替前後において、切替前のIC接続・GC接続及び切替後のIP接続で単一の接続料とすることは、公平性の観点及び円滑な移行の観点から適切であると考えられるため、改正案に賛同。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>(改正省令附則第5条)</p> <p>○ 加入電話の接続ルート切替前後において、切替前のIC接続・GC接続および切替後のIP接続で単一の接続料とすることは公平性の観点及び円滑な移行の観点からも適切であると考えられることから改正案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続ルート切替前後における単一の接続料算定においては、PSTN-POIを有する第8次PSTN-LRICモデルとIP-POIを有する第9次IP-LRICモデルを組み合わせることで算定することが適当。(同旨二者) ● 接続ルート切替前に係る負担額を各疎通形態のトラフィック割合で加重平均とすること、また、接続ルート切替前に係る負担額と切替後の接続ルート切替後に係る負担額をIP網へのトラフィックの移行割合により加重平均とすることは、公平性の観点及び円滑な移行の観点から適当と考えられるため、改正案に賛同。 	<p>考え方5</p>	
<p>(改正省令附則第6条～第8条、附則別表)</p> <p>○ 接続ルート切替前後における単一の接続料算定においては、PSTN-POIを有する第8次PSTN-LRICモデルとIP-POIを有する第9次IP-LRICモデルを組み合わせることで算定することが適当であると考えます。その前提において、接続ルート切替前の加入電話に係る負担額を各疎通形態のトラフィック割合で加重平均とすること、また当該切替前の加入電話に係る負担額と切替後のメタルIP電話に係る負担額を、IP網へのトラフィックの移行割合により加重平均とすることは公平性の観点、円滑な移行の観点から適当と考えられるため改正案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>(改正省令附則第6条)</p> <p>○ 現在2025年を目指してIP化に向けてPSTNマイグレーションへの移行作業が進められています。次期算定期間においてはIP網とPSTN網が混在する為、その移行期間に限定して、加入電話に係る接続料算定にIP網用のLRICモデルとPSTN網用のLRICモデルを組み合わせたLRICモデルを規定することについて適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
3. NTSコストの扱いについて		
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTSコストは基本料金で回収すべきであり、網使用料には含めないことが原則と考える。今後も慎重な議論を重ねる必要があるものとする。 	<p>考え方6</p>	
<p>(改正後の平成17年改正省令附則第7項、第10項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生するコストは適切に回収できるようにする必要があることから、NTSコストについては、基本料金で回収すべきで、網使用料には含めないことが原則であると考えます。今後も慎重な議論を重ねる必要があるものと考えます。 <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本改正案は、情報通信審議会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（令和3年9月）において、「IP網への移行期間中における第8次PSTN-LRICモデルによる接続料の算定に際し、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、ユニバーサルサービス制度に係る利用者負担抑制の観点から、引き続き接続料原価にその100%を算入することがやむを得ない。」とされたことを踏まえ、第8次PSTN-LRICモデル上のNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの全額を接続料原価に算入することとする措置の期限を、令和6年12月31日まで延長するものと承知しています。 ○ 他方で、同答申において、「き線点RT-GC間伝送路コストに相当する伝送路コストが存在しないことを踏まえれば、IP網への移行期間中における第9次IP-LRICモデルによる接続料の算定に際し、NTSコストの接続料原価への算入は行わないことが適当である。」とされたことを踏まえ、本改正案は、第9次IP-LRICモデルに関して、NTSコストの接続料原価への算入を行わないものとなっていると承知しています。 ○ 今後、IP網への移行後の接続料算定でのNTSコストの扱いについては、同答申（案）に対する意見及びその考え方において、「NTSコストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であることも踏まえつつ、今後検討することが必要」との考え方が示されたことを踏まえ、総務 	無

意見	考え方	修正の有無
	省において検討することが適当と考えます。	
4. 接続料算定に用いる通信量の扱いについて		
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予測誤差の影響を極力抑制するためにも、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量を使用するとして改正案に賛同。 	考え方7	
<p>(改正後の平成17年改正省令附則第12項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IP網への移行期間においてはマイラインの廃止等によりトラヒック予測の誤差が大きくなることが予想されることから、予測誤差の影響を極力抑制するためにも前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信料を使用するとして改正案に賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
5. 東西均一接続料の扱い		
<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各事業者における接続料は各事業者の原価に応じて個別に算定・設定することが原則であり、IP網への移行過程においてNTT東日本・西日本の接続料を均一とすることは過渡的な取り扱いと認識している。 ● IP網移行完了後の接続料の算定方法を見据え、東西別接続料への是正については検討を行うことが必要と考える。 	考え方8	
<p>(改正後の平成17年改正省令附則第15項、改正後の金銭の交付に関する省令第2条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業者における接続料は各事業者の原価に応じて個別に算定・設定することが原則であります。他方、移行期においてNTT東日本・NTT西日本の接続料を均一とすることは、市場及び利用者への影響を踏まえた観点や接続料の事業者間精算の負担軽減の観点により、引き続き過渡的に取り扱うものと認識しています。IP網移行完了後の接続料の算定方法を見据え、東西別接続料の是正に 	○ 本改正案は、情報通信審議会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（令和3年9月）において、「移行期間中の接続料の算定として、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを併用するとしても、東西別と東西均一の場合の各々の接続料試算結果を踏まえれば、東西別接続料への是正は、負担の変動が依然大きいため現実的ではないと言わざるを得ない。」とされたことを踏まえ、NTT東日本とNTT西日	無

意見	考え方	修正の有無
<p>については検討を行うことが必要であると考えます。 【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本の原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとする措置の期限を、令和6年12月31日まで延長するものと承知しています。</p> <p>○ 今後、IP網への移行後の東西均一接続料の扱いについては、同答申において、「接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討を行っていく必要がある」とされたことを踏まえ、総務省において検討することが適当と考えます。</p>	